【モデル様式１】ソーシャルワーク実習委託契約（協定）書

|  |
| --- |
| 　実習施設・機関（以下、「甲」という）と、養成校（以下、「乙」という）とは、乙が乙の学生（以下、「実習生」とする）のソーシャルワーク実習（以下、「実習」という）の指導を甲に委託することに関し、次のとおり委託契約（協定）を締結する。（実習の委託）第1条　実習の最終的な責任は乙が負うものとし、その教育の一部として乙は甲に対し、実習の指導を委託し、甲はこれを受託するものとする。（実習の内容）第2条　実習期間は、●日間・●時間とする（ただし、休憩時間は除く）。2　実習場所は、原則として　　　　　　　　とする。3　実習生の氏名、実習時期については別表1に定める。 4　乙は甲に「実習要綱」等を提示し、甲は乙に実習の指導（以下、「実習指導」という）の方針等を説明し、実習の指針とするが、具体的な実習内容については、甲と乙の協議のうえ、決定するものとする。なお、甲と乙の協議により第2項・第3項は変更することができる。（実習教育と指導に関する合意書）第3条　実習指導は、あらかじめ甲が乙に示した実習指導者等を責任者として行うものとし、詳細については別に定める「ソーシャルワーク実習に係る教育と指導に関する合意書」（以下、「合意書」という）によるものとする。（連携と協働）第4条　甲と乙は、実習の実施にあたって連携・協働し、円滑な実習の実施に努めるものとする。（事故の責任）第5条　本委託契約第2条で規定する実習を甲にて実施している実習生が、実習中に過失等により、甲または甲の利用者および第三者に損害を与えた場合は、実習生もしくは乙がその損害賠償の責任を負うものとし、その責任の範囲は、乙が加入する賠償責任保険によるものとする。2　実習生の実習期間中における事故および災害等による責任は、甲に故意または過失がある場合を除き、実習生もしくは乙が負うものとする。（緊急時の対応）第6条　乙は甲に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、自然災害、感染症等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。ただし、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等に対して甲の判断で対応後、速やかに乙に連絡するものとする。（利用者等への説明責任）第7条　甲は、実習に関して、利用者等への説明責任を果たし、利用者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。（実習生の権利）第8条　甲は、実習生の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。2　乙は、甲に対して実習生に関する個人情報を実習実施上必要とする最小限の範囲で提供するものとし、甲は実習生の個人情報について守秘義務を負うものとする。（実習生の義務）第9条　乙は、実習生に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法、社会福祉士及び介護福祉士法ならびに社会福祉士の倫理綱領・行動規範の趣旨に則り、守秘義務を負わせるものとする。2　実習期間中の実習日および実習時間は、甲の職員の勤務日および勤務時間に準じるものとする。3　実習生は、必要な事項の報告など、甲の実習指導者の指示に従うものとする。（実習指導料） 第10条　乙は甲に対し、実習委託料（実習指導料）として実習生1名につき　　　　　　円（税込）を支払うものとする。ただし、実習期間中、実習生が実習に要した費用については、実習委託料（実習指導料）とは別に精算するものとする。（実習フィードバック・システム）第11条　甲ならびに乙は、実習の経過と結果において相互の疑問と評価を容認し、相互に回答し協議することを通じて、その後の実習を有意義なものとするとともに、甲における実践のさらなる向上を目的として、合意書に基づき実習フィードバック・システムを構築するものとする。（契約（協定）の解除、変更）第12条　合意書第7条「実習中止の措置」に該当する状況に至った場合は、甲と乙の協議のうえ、本委託契約（協定）の解除もしくは変更を行うことができる。（その他）第13条　本委託契約（協定）の履行に関し、特に定めのない事項の取り扱いおよび解釈上、疑義が生じた場合の取り扱いについては、その都度、甲乙協議によるものとする。　以上、契約（協定）の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　　　　　　㊞ |

〔別表1　第2条第3項関係　〕実習生の氏名・実習時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 実習生氏名 | 実習時期 | 実習時期 | 実習時期 |
| 1 |  | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 |
| 2 |  | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 |
| 3 |  | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 |
| 4 |  | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 |
| 5 |  | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 | 年　月　日〜年　月　日 |

【モデル様式２】ソーシャルワーク実習に係る教育と指導に関する合意書

|  |
| --- |
| 　実習施設・機関（以下、「甲」という）と、養成校（以下、「乙」という）とは、乙が乙の学生（以下、「実習生」という）のソーシャルワーク実習（以下、「実習」という）の指導を甲に委託することに関し、次のとおり合意書を締結する。（基本方針）第1条　実習は、甲乙（実習指導者および実習担当教員を含む）並びに実習生の三者（以下、「実習関係三者」という）の連携・協働のもとで、その目的を達成することができるものである。本合意書は、ソーシャルワーク実習委託契約（協定）書第3条の規定に従い、実習における実習関係三者が果たすべき役割・責務について明らかにするものである。（実習教育体制の確立）第2条　社会福祉士養成課程の指定を受けた乙は、実習を巡る乙の教育体制（以下、「実習教育体制」という）を整備するものとする。2　実習教育体制は、実習前・実習中・実習後を一貫した方針のもとに編成するものとする。3　実習教育体制の整備は、実習関係科目のみならず、他の専門教育科目や教養科目との整合性ならびに「講義-演習-実習」等の学習循環を踏まえて行うものとする。4　実習を巡る乙の教育（以下、「実習教育」という）に直接・間接に関係する教員（以下、「実習担当教員」という）は、実習教育にふさわしい要件を保持し、向上させる義務を負う。5　乙は、甲に対して実習生に関する個人情報を、実習に必要な最小限の範囲で提供するものとし、甲は実習生の個人情報について守秘義務を負うものとする。（実習指導体制の確立）第3条　ソーシャルワーク実習委託契約（協定）に合意した甲は、実習生を受け入れ、指導する体制を整備するものとする。2　甲に所属し法令に基づき実習を担当する職員（以下、「実習指導者」という）は、実習指導を向上させる義務を負う。3　甲において、実習指導者が複数の部署や員数にわたる場合は、その役割分担と責任範囲を明確にするものとする。4　甲は、実習生の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。（実習生の取り組み）第4条　実習生は、実習教育と実習指導において要求される資質と能力を事前に可能なかぎり身につけるものとする。2　実習生は、実習において要求される専門的知識・技術・価値および態度に関して、乙における実習教育に基づいて学習するものとする。3　実習生は、実習において実習指導者の指導のもとに真摯に取り組むものとする。4　実習生は、個人情報保護法や社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉士の倫理綱領・行動規範に基づき、実習において要求される守秘義務や信用失墜行為防止義務、さらに誠実義務を果たすものとする。（実習関係者の協力義務）第5条　甲乙ならびに実習指導者および実習担当教員（以下、「実習関係者」という）は、乙における実習教育の内容、実習生における学習状況、甲における実習指導の内容、および社会福祉士養成教育に関する養成校団体及び職能団体等の取り組み内容について、相互に情報を交換し共有するものとする。2　実習関係者は、甲においては「実習受入マニュアル」等、乙においては「実習教育マニュアル」等の作成に務め、その内容は共有されるものとする。 3　実習は次の各号の整合性がとれ、情報が共有された上で、計画的に実施されなければならない。（1）甲の基本実習プログラム（2）乙の教育計画（3）実習生の実習計画書を含む事前学習内容（4）実習関係者と実習生の協議および合意に基づく個別実習プログラム4　実習関係者は、実習生へのスーパービジョン（以下、「実習スーパービジョン」という）の能力の維持・向上を目指して相互に研鑽しなければならない。 5　実習生は自身の能力の維持・向上を目指して実習スーパービジョンを活用するものとする。6　甲は実習の達成度等を乙が示した「実習評価表」を使用して行い、実習の評価は乙の責任において「実習評価表」や実習生の自己評価等を総合的に判断して行わなければならない。（実習フィードバック・システム）第6条　実習フィードバック・システムとは、実習関係者が実習の経過と結果において相互の疑問に真摯に回答し、実習中に生じる課題等の状況を改善・修正し、また実習関係者がその後の実習を有意義なものするとともに、実習施設・機関における実践のさらなる向上を意図して行われる手続き・方法および実習関係三者の関係性を指す。2　相互にフィードバックが必要な事項は以下のものとする。（1）実習生のディレンマ経験：実習の経験、人権侵害事項、実習生へのハラスメント、実習スーパービジョン等（2）実習指導者のディレンマ経験：実習生の姿勢・態度・能力等（3）実習指導者と実習担当教員の連携・協働による実習スーパービジョンが必要となる事項：精神的な困難をもった実習生、社会的常識・マナー等に欠ける実習生等（4）実習中止が必要と考えられる事態：ルール違反を行う実習生等（5）相互の疑問：実習教育への疑問、実習指導への疑問等（6）甲から実習生に関する情報の要請：実習ならびに実習指導に関する評価に関する情報等（7）その他、実習関係者相互に実習展開上で疑問が生じた事柄3　フィードバックは以下の方法によって実習関係者間で相互に行うものとする。（1）「実習記録」（実習ノート）等の実習生の記録（2）文書（3）口頭　なお、この場合、書き方・話す方法や表現に細心の注意を払いつつ行うが、書いたこと・話したことへの責任は問われず、不利益は受けないことを相互に保証する。4　フィードバック上で留意するべき事項は次のとおりとする。 （1）フィードバックを受けた実習関係者は相互に、伝えられた事柄に対して回答の義務（説明責任）を負う。（2）実習関係者は相互にいつでも疑問を表明してよく、その表明は歓迎され、かつそれに回答する用意がある風土の醸成に努める。（3）実習生の場合、実習生の捉えた事柄が実習指導者へのフィードバックに馴染まないと判断されるときには（例えば、実習指導者からのハラスメントや「人権侵害」の疑いの発見など）、実習指導者を越えて直接に甲の長や上司、あるいは直接に実習担当教員に連絡・相談することができる（図1参照）。ただし、これは各種の虐待防止法における通告義務を妨げるものではない。（4）実習教育・実習指導・実習後の相互の協議や研鑽の機会など、実習に関するあらゆる機会を通して、本フィードバック・システムを活用する。5　実習関係者は、相互の研鑽のため実習スーパービジョン研修の機会を設けるよう努めるものとする。（実習中止の措置）第7条　実習中に以下の事態が生じた場合は、実習中止をめぐって実習関係者は即時に協議するものとする。2　実習指導者は、実習中に以下のような事態が生じた場合、実習中止の措置をとることがあり得ることを、実習開始時に実習生に伝達し、了解を得ておくものとする。（1）実習生に帰すべき責任によって実習継続が困難と判断される事態になったとき　①実習生の重大なルール違反（就業規則ならびにそれに準ずる実習のルールへの違反）　②利用者への加害行為・人権侵害行為 　③心身の事由による実習継続困難　④守秘義務違反および信用失墜行為　⑤実習生に行った指摘に対して適切に対応しなかったとき　⑥その他（2）乙に帰すべき責任によって実習継続が困難と判断される事態が生じた場合　①実習契約に反した行為を行ったとき　②事前教育が不適切・不十分であると認められたとき　③適切な巡回指導（養成校における指導を含む）を行わなかったとき　④乙に行った指摘に対して適切に対応しなかったとき　⑤その他（3）甲の不適切な対応による実習中止の措置　①実習生への各種の権利侵害　②甲における人権侵害的行為ならびにサービスの発覚や確定　③実習スーパービジョンの不履行　④実習指導の不履行　⑤甲に行った指摘に対して適切に対応しなかったとき　⑥その他（実習中止後の措置）第8条　実習が中止になった場合、乙の責任において実習生に対する適切な対応をとるものとする。（実習教育並びに実習指導に関する指針）第9条　本合意書の規定の他、実習教育ならびに実習指導に関する指針は、「ソーシャルワーク実習教育ならびに実習指導に関する指針」として定め、甲乙真摯に履行するものとする。（改訂）第10条　本合意書の改訂が必要な場合は、甲乙において協議するものとする。　以上、合意を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日甲　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　　　　　　㊞ |